

2025年 2月 4日

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組みについて

島根中央信用金庫（理事長 福間均）では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末（令和9年3月末）までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、以下のとおり対応させていただきますので、お知らせします。

今後は、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として「でんさいサービス（電子記録債権）」や「インターネットバンキングサービス」への移行をサポートし、お客さまの業務効率化に向けた取り組みを支援してまいります。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きお引き立てをお願い申し上げます。

記

○手形帳・小切手帳の発行終了

- ・実施日：令和8年3月31日（月）
- ・令和8年3月末をもちまして手形帳・小切手帳の発行を終了させていただきます。終了時点で保有されている手形帳・小切手帳は、終了日以降も引き続きご利用いただけます。

○払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始

- ・開始日：令和7年3月3日（月）
- ・当金庫所定の払戻請求書へ記名押印いただくことで払戻しが可能となります。
- ・なお、引き続き小切手による払戻しも可能です。

○当座預金の新規口座開設の停止

- ・実施日：令和7年3月3日（月）
- ・当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。実施日以降、事業性資金にかかる預金口座開設をご希望される場合は、「普通預金口座」または「決済用普通預金口座」をご利用ください。
- ・なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

○令和9年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止

- ・実施日：令和7年3月3日（月）
- ・令和9年4月1日以降を期日とする紙の手形や小切手（先日付小切手）について、代金取立の受付を停止させていただきます。

○令和9年4月以降を期日とする手形割引の新規受付の停止

- ・実施日：令和7年3月3日（月）
- ・令和9年4月1日以降を期日とする紙の手形割引の新規受付を停止させていただきます。
- ・電子記録債権は、でんさいサービスをご利用いただくことで割引の新規受付が可能です。

○手形・小切手機能の全面的な電子化にともなう代替手段のご案内

- ・電子化は、現物紛失リスク低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方にメリットがあります。
- ・電子的決済手段への移行をご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

代替手段	内容
でんさいサービス （電子記録債権）	手形に代わる決済手段としてのご利用を推奨しております。電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。
法人インターネット バンキングサービス	小切手に代わる決済手段としてのご利用を推奨しております。インターネットを利用して、相手の口座に直接送金することができます。



本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
事務部 システム企画課
TEL (0853) 20-1000

※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

